

令和 3 年 3 月 1 9 日

市川市勤労福祉センター分館を利用するみなさまへ

市川市勤労福祉センター

勤労福祉センター分館の再開について

緊急事態宣言の解除に伴い、令和 3 年 3 月 23 日から次の使用基準等に沿って再開いたします。
つきましては、下記の基準等をご理解のうえ、予約をお申し込みください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、今後、休館する場合があります。

<使用基準>

下記の基準を満たした団体と個人が使用できます。

- ① 館内では**必ずマスクを着用**してください。
例外として、2 歳未満は保護者、運動する場合は利用者の判断によるものとします。
- ② 「利用確認書」を提出してください。（利用ごとに 1 枚提出）
・**当日、参加者の健康状態について、各団体で必ず確認**してください。
・同じ時間帯に定員内での入れ替わりの有無を、利用確認書に記入してください。
- ③ 各団体で「利用者名簿」を作成してください。
※書式は任意ですが、市公式 Web サイトに雛形を掲載しています。
・名簿には、参加者全員の氏名と緊急連絡先を記載し、利用日から 1 ヶ月間保管してください。
・保健所等の公的機関から要請があった場合、利用者名簿を提出していただくことがありますので、その旨、参加者へ事前に周知しておいてください。
- ④ 換気について
・**必ず 30 分毎に窓と扉を開け、5 分程度の換気を行って**ください。
・換気をしている間は、音を出さないでください。（例：一斉発声、楽器演奏等）
- ⑤ 周囲の人との距離は最低 1 m（できるだけ 2 mを目安に）を確保してください。
・運動する場合は、必ず 2 m以上離れてください。
- ⑥ **調理、飲食はできません。**（水分補給は可）
- ⑦ **歌唱（合唱、カラオケ、詩吟）はできません。（3 月 23 日から当面の間）**
- ⑧ 「**活動内容に応じた制限**」（別紙 1）を守ってください。

<使用時間>

※使用可能な時間は、次のとおりです。

- ① 午前：午前 10 時から正午（10 時から 12 時）
- ② 午後：午後 1 時から午後 3 時（13 時から 15 時）
- ③ 午後：午後 4 時から午後 6 時（16 時から 18 時）

上記以外の時間は、換気、消毒の時間とさせていただきます。

注）午後 6 時以降（18 時以降）は、3 月 23 日から当面の間、貸出を停止いたします。

<定員> ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定員を見直しています。

部屋名	使用可能人数	部屋名	使用可能人数
第1和室	12人(6人)	第2和室	8人(4人)
第1会議室	12人(6人)	第3会議室	6人(3人)
第2会議室	14人(7人)	第4会議室	6人(3人)
大会議室	32人(16人)		

()は運動する場合

<連絡事項>

1. 利用者の入館について

常に定員内の利用としてください。定員内であれば、遅れての入館と、途中で全員または一部が入れ替わることは可能です。

例) 定員 12 人の部屋の場合 (利用団体が 10:00~12:00 に利用)

10:00 に 10 人が入館	例 1) 11:00 に 2 人が退館、3 人が入館 ⇒10 人−2 人+3 人=11 人<定員 12 人	可
	例 2) 11:00 に 2 人が退館し、5 人が入館 ⇒ 10 人−2 人+5 人=13 人>定員 12 人	不可

<注意事項>

1. 音を出す活動について

他の利用者や近隣の方に迷惑をかけるような大きな音は出さないください。

施設の使用、活動について他の利用者や近隣から苦情があった場合、活動を停止していただく場合があります。

<問い合わせ先> 市川市 商工業振興課 電話 047-704-4131 (直通)
月曜日~金曜日 8:45~17:00